

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方へ 高額医療・高額介護合算療養費を支給します

同じ世帯で「医療」と「介護サービス」の両方を利用して支払った1年間の自己負担額の合計金額が高額になった場合に、世帯の負担を軽減するため「高額介護合算療養費」・「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

申請勧奨のお知らせを送付します

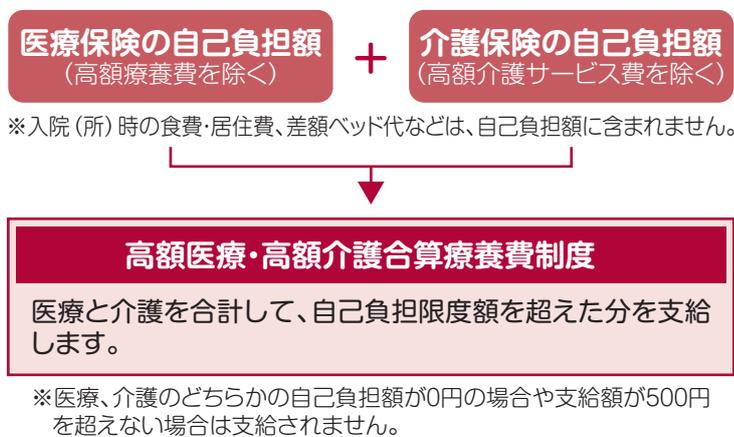
平成28年7月31日時点で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方のうち、年間の自己負担限度額を超える方には、「申請勧奨のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は、国保年金課へ申請してください。

※世帯に変更があつた場合や加入保険の変更などにより「申請勧奨のお知らせ」が送付されない場合があります。詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

職場の健康保険に加入の方は…

平成28年7月31日時点で、職場の健康保険などに加入していた方は、医療保険者（職場の健康保険）へ申請してください。

なお、申請する前に「介護保険自己負担額証明書」が必要となりますので、事前に高齢介護課へ申請してください。



■申請・問い合わせ
◇国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課 ☎0652

◇介護保険に関すること
高齢介護課 ☎0649

戦没者遺児による慰霊友好親善事業の実施について

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

■対象者
◇戦没者の遺児（今回実施する地域で戦没された方の遺児）
※平成23年以降に参加された方は応募できません。

■実施地域・実施時期・申込締切

実施地域	実施時期	申込締切
フィリピン	3月1日(水)～ 3月8日(水)	1月10日(火)
中国	3月21日(火)～ 3月29日(水)	1月23日(月)

■参加費
10万円
※燃料費の高騰、円安等諸般の事情により、変動する場合があります。

■主催
一般財団法人 日本遺族会

■申込み
愛知県遺族連合会
☎05212316504

■問い合わせ
一般財団法人 日本遺族会事務局
☎03132615521

墓地の区画は適切に管理してください

墓地区画については、使用者が環境美化に留意し、適切に維持管理することとなっています。定期的な除草や清掃を行い、周りの区画の迷惑とならないようお願いいたします。

また、使用名義人が「亡くなった場合」や「市外へ転出する場合」には、所定の手続きが必要となります。

使用者を確認できない区画は、使用者不明区画として、使用許可を取り消すこともありますので、使用許可証に記載されている使用者をご確認ください。

ご不明な点は、環境課へお問い合わせください。

■問い合わせ
環境課 ☎4001